

平成16年7月8日

各 位

会 社 名 株式会社イチヤ 代表者名 代表取締役社長 吉岡公和 (登録銘柄 コード番号 9968) 問合せ先 取締役財務本部長 曽我部達雄 (TEL.088-823-2638)

新株予約権発行の保全執行仮処分解除に関するお知らせ

当社は、第2回新株予約権の発行について、下記記載の経緯のとおり、その発行に対する保全執行がなされておりましたが、本日、高知地方裁判所の決定により、仮処分決定が取り消され、当社の申し出が正当に認められましたことをお知らせいたします。

記

1.経 緯

1. 経 解	
平成 16 年 5 月 12 日	当社臨時株主総会開催 第2号議案において、「株主以外の者に
	対する特に有利な条件による新株予約権の発行の件」が承認可決
	されました。総会終了後開催の取締役会において、新株予約権の
	引受先及びその引受個数が承認可決されました。
平成 16 年 5 月 13 日	新株予約権発行手続きにより、有価証券届出書を四国財務局に提
	出(平成 16 年 6 月 3 日取下げ)
平成 16 年 5 月 31 日	新株予約権の発行価額の払込期日前日において、当社株主「羅民
	詔氏」より、「新株予約権発行差止仮処分命令申立書」が高知地
	方裁判所に提出されました。
平成 16 年 6 月 1 日	高知地方裁判所において、審尋がなされ、即日仮処分による保全
	執行命令が下されました。
平成 16 年 6 月 3 日	当社より、高知地方裁判所に「保全異議に伴う執行停止申立書 」
	と「仮処分異議申立書」を提出いたしました。
平成 16 年 6 月 21 日	高知地方裁判所での異議申立に対する審尋の日でありましたが、
	羅民詔及びその代理人「ミネルヴァ法律特許事務所 吉野正三
	郎・三井哲夫・安達栄司」の出席がなく、審尋がなされませんで
	した。
平成 16 年 7 月 8 日	高知地方裁判所より、新株予約権発行差止仮処分の決定が取消さ
	れ、当社の申立が正当に認められました。

第2回新株予約権の発行手続きのため、臨時取締役会を開催。

2.内容

申立人(株主羅民詔氏)による発行差止仮処分申立書の内容につきましては、当社の行った臨時株主総会の決議に瑕疵があり、また、第2回新株予約権の発行は、羅氏自身の支配株主としての株式占有率を意図的に低下させ、特定株主の地位を侵害することを目的とする不公正なものであるとして、仮処分の申立を行ったものでした。

これに対し、当社は多数の株主様のご支援のもと、今回の臨時株主総会が適法に成立していること。並びに、本総会の特別決議の議案につきましても賛成の定足数を満たしていることを証明いたしました。

また、羅民詔氏からの申立理由にある支配株主として占有率の低下と地位の侵害につきましては、株式の所有状況が次の通りであり、月々の所有数も大きく変動しております。

羅民詔氏の持株数は2,081,000株(約2%で順位は3位)であること

羅民詔氏の持つ当社第1回新株予約権の権利行使状況と売却状況

権利行使による株式取得 20,730,000 株

市場からの株式取得分 3,650,000株

売却株式数 22,299,000 株

羅民詔氏の第1回新株予約権の未行使残数

未行使権利数

119,270個(株式数で119,270,000株分)

.羅民詔氏に対しては、事業資金及び運転資金並びに借入金返済のため、幾度 となく同氏に対して、権利行使促進依頼を行ってまいりましたが、これを実行 していただけないこともあって、当社の資金繰りに支障が生じ、業者への支払 遅延や従業員給与の支払遅延まで生じてまいりました。

従いまして、当社の企業継続性を熟慮した結果、第2回新株予約権の発行を決議し、これが正当に認められたものであり、羅民詔氏のいう支配株主としての占有率の低下と地位の侵害は不当な言い分であると当然に判断されたものであります。

この度の高知地方裁判所の決定を受けまして、当社といたしましては、速やかに第2回 新株予約権の発行を行うため、本日、臨時取締役会を開催し、発行の手続きを開始いたし ました。

以上